明治大学経営学部デュアルディグリー・プログラム誓約書

明治大学経営学部長　中西　晶　殿

私は、明治大学経営学部デュアルディグリー・プログラムに出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合は、参加資格が取り消されたり、明治大学経営学部（以下、本学部）の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

デュアルディグリー・プログラムに出願をするにあたり理解する事項

1 デュアルディグリー・プログラム派遣候補者として選抜された後は、本学部が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
2 募集要項記載事項、参加に係る経費、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人（保護者）の了解を得て出願する。
また、留学に係る所定の費用（本学学費、派遣先大学学費、海外旅行保険費、宿舎費、学生保険等）は、必ず定められた期日までに支払う。
3 持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を経て出願する。
4 書類審査の上、参加の是非が判断される。
選考結果に関する問い合わせについては、本学部は応じない。
5 派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学部が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があり、派遣（候補）者は、その決定に従う。派遣が中止されたことに伴い発生した費用等について、本学部は責任を負わない。
6 本学部において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学による受入れを保証するものではなく、派遣先大学が受入れの最終決定を行う。
7 デュアルディグリー・プログラム志願書やその他出願書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用される。

学部内審査合格後に必要な手続きに関する事項

8 協定校への出願に必要な諸手続き（必要経費の支払い、宿舎の手配、パスポートや査証の取得、保険加入、履修登録等）は本人が責任をもって確認し、虚偽の記述をせず指定期日までに行う。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合があること。また、このことにより生じた損害等について、本学部は責任を負わない。
9 協定校からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続き（本学部における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等）は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
10 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰る。また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではないものとする。
（明治大学の安全保障輸出管理について：https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html）
11 出発から帰国までを保険期間とする本学部指定の海外旅行保険への加入および危機管理サービスへの登録を行う。本学部指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学や派遣先国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入する。

デュアルディグリー・プログラム期間中に関する事項

12 留学期間中は、滞在国の法令、大学及び派遣先大学の規則を順守し、指導教員、留学担当者等の指示に従うこと。また、自覚と自己の責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
13 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学部は一切責任を負わない。
14 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
15 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
16 デュアルディグリー・プログラムの趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続きが認められない等の措置がされる場合がある。また、途中帰国に伴い発生した費用等については、本学部は責任を負わない。
17 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー（車・オートバイの運転を含む）への参加はしない。
18 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学部が決定した場合は、速やかにその指示に従う。その場合に発生した帰国に係る費用は学生本人が全て負担する。
19 入国制限措置等に伴う検査費用や指定施設での宿泊費等、留学にあたって発生する費用は全て自己負担とする。
また、緊急帰国が必要となった場合の帰国費用についても自己負担とする。
20 留学期間中は、本学部が定める各種報告事項を速やかに行う。

デュアルディグリー・プログラム修了後に関する事項

21 帰国後は速やかに本学部において所定の手続きを行い、本学部が定める報告書を提出する。
22 提出書類に含まれる個人情報を、本学部が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談の執筆依頼などのために利用する場合がある。

申請者署名欄：

署名年月日：　　年　　月　　日

氏名		学部・学科	経営学部　　学科
学生番号		学年・組・番号	年　　組　　番

保護者（保証人）署名欄：

保護者（保証人）は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の協定留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。（保護者（保証人）自署のこと）

署名年月日：　　年　　月　　日

氏名		続柄	
住所	〒		
連絡先	【自宅】	【携帯】	